

外交防衛委員会質問要旨

1. 北朝鮮の弾道ミサイル発射について (岸田外務大臣、稲田防衛大臣)

北朝鮮が4月5日に発射した弾道ミサイルの詳細、北朝鮮側の意図や狙い

・北朝鮮は4月5日午前6時40分頃、東部の新浦付近から弾道ミサイルを1発発射した。ミサイルは60キロ飛んで日本海に落下し、「北極星2」(「KN15」)との分析も報じられているが、ミサイルの詳細、この時期に発射した意図や狙いについて政府はどのように分析しているのか。

北朝鮮問題に係る中国への働きかけを強化する必要性

・北朝鮮の弾道ミサイル開発の停止を求める国連安保理決議に基づく制裁措置の徹底には、北朝鮮最大の貿易相手国である中国による制裁措置の履行が重要かつ不可欠である。4月4日には日中次官級協議が行われたが、北朝鮮の核・ミサイル開発への対応について日中は認識を共有できたのか。米中首脳会談を前に、トランプ大統領が対北朝鮮で単独行動も辞さない姿勢を示している状況下、日本としては中国に対して冷静かつ粘り強い働きかけをさらに続けていくべきではないか。

2. 尖閣諸島の施政権と領有権について (岸田外務大臣)

本年2月の安倍総理とトランプ大統領との首脳会談において、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることが確認された。他方、岸田外務大臣はかつて「尖閣諸島の領有権については、アメリカは明確な表明はなされていないと承知している。」と答弁している。日本政府は、尖閣の「施政権」適用を強調するが、我が国の「領有権」こそ、米側からコミットメントを得るべき事項ではないのか。

尖閣諸島は、1951年のサンフランシスコ平和条約第2条の「我が国が放棄した領土」には含まれず、東シナ海上の六つの点を結ぶ地域が戦後米国の施政下に置かれ、1972年の沖縄返還協定において、日本に施政権が返還された。この間米国は日本の領有権を前提に施政権を保持していたのではないのか？その米国が保持していた施政権を日本に返還した訳で米国は尖閣諸島については当事国である。当事国の米国が日本の領有権を前提にしていたことの確認を日本政府はどのように行ったのか？

日米安保条約では何故、「領有権」を入れず、「施政権」のみを規定しているのか。

「施政権」重視は、竹島と北方領土の韓国やロシアの実効支配を認めることになるのではないか？

米国はこれまで度々、北方領土の「領有権について日本の立場を支持する」ことを明らかにしている。尖閣諸島についても、「領有権」のコミットメントを得るべきではないか。

第二次世界大戦後、米国が同盟国に対する攻撃を安保条約に基づいて、防衛した事例もしくは防衛しなかった事例を挙げてほしい。

尖閣諸島の日本の施政権が損なわれた場合、米側が対日防衛義務を行うことを政府として米側に確認しておく必要があるのではないか。戦争権限法の適用や、米国の対日防衛義務を確たるものにしておく必要があるのではないか。

### 3. 安倍総理との面会回数が最も多い外務官僚 (岸田外務大臣)

新聞で安倍総理の動静を見ると、外務官僚との面会が突出している。本年1月19日の日経新聞の、役所別の面会者の推移によると1位は外務省である。外務官僚は、岸田外務大臣より、むしろ安倍総理に外交案件を報告し、安倍総理から指示を得ていると思われるが、外務大臣の見解を伺いたい。

昨年10月の核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議の際、岸田外務大臣は、「私としては、現段階では、交渉に積極的に参加をし、唯一の被爆国として、そして、核兵器国、非核兵器国の協力を重視する立場から、主張すべきことはしっかりと主張していきたいと考えている」と述べていたが、3月27日から核兵器禁止条約交渉会議が始まると、岸田外務大臣は、「交渉に参加したが(ママ)どうか、言葉は分かりませんが、会議には参加いたしました。参加をして主張をいたしました。ただ、今後の交渉については、参加しないということです」と消極的な立場に一変した。何故、消極的な立場へと姿勢を変えたのか？

3月27日、我が国はニューヨークの国連本部で始まった「核兵器禁止条約」の交渉会議で、正式に交渉への不参加を表明した。これについて朝日新聞は、日本政府関係者が「トランプ米大統領を刺激することはすべきではないという首相官邸の意向があった」と述べた旨報じているが、この決定も安倍総理と外務官僚の間で決められ、岸田外務大臣は蚊帳の外だったのではないか。

### 4. 日米、日豪及び日英ACSAについて (稲田防衛大臣、岸田外務大臣)

日米ACSAと日豪及び日英ACSAの適用対象

・日米ACSAでは、重要影響事態、武力攻撃事態等及び存立危機事態、国際平和支援法に基づく活動が規定されている。他方、日豪、日英ACSAでは、第1条1eの「各国の法令で認められるその他の活動」の中に含まれると記載されている。

なぜ存立危機事態など4つの事態を隠すような構成にしたのか？

・現行の日豪ACSAの1条1はa～dまで規定しており、4つの事態をe以下に明記した上で、最後に「各国の法令で認められるその他の活動」として、海賊対処行動、機雷等の除去及び処理、我が国の防衛に資する情報の収集といった平時の活動を含ませればよいのではないのか？

・日米ACSAでは、第6条「その他の目的」について、付表2に関連する法令の条文名(自衛隊法第100条の6)を記載して、いわば歯止めが存在するが、日豪と日英ACSAの1条1eには「各国の法令で認められるその他の活動」と規定されているだけで無制限に適用対象を認めることができる。日豪・日英ACSAにも日米ACSAのように歯止めを設けるべきではないか。

### 武力行使の一体化と弾薬の提供

・安保法制において弾薬の提供が認められた際、政府は、現行法の制定時にはニーズがなかったために支援内容から除いており、武力行使の一体化の関係から除いたものではないと説明していた。新たな日米ACSAの締結にあたり、米国、豪州及び英国に対して弾薬の提供についてニーズを確認したのか？

・安保法制では、国際平和共同対処事態のような多国籍軍への後方支援が想定される事態において、「現に戦闘行為が行われている現場以外」で物品、役務の提供が可能とされたが、自衛隊が戦闘現場近くの多国籍軍の補給拠点まで弾薬を輸送し、提供することも法律上は可能か。

また、安保法制の審議では、自衛隊員のリスクは高まらなると政府は答弁していたが、戦闘現場近くの補給拠点まで弾薬を提供する行為が本当に自衛隊員のリスクを高めないのか？

(南スーダンにおける韓国軍への弾薬の提供)

・4月4日の外交防衛委員会において、政府は、ACSAがない場合、物品役務提供の手続が煩雑になり、無償供与等ができなくなると説明した。しかし、平成25年12月に南スーダンにおいて、自衛隊は無償で弾薬10,000発を韓国軍に譲渡した。この際、NSCが弾薬の譲渡を決めてから2時間以内に自衛隊からUNMISに譲渡が行われている。

上記の説明とは異なるのではないのか？

### 武力行使の一体化と発進準備中の航空機への給油

・安保法制では、弾薬の提供と併せて、戦闘作戦行動のため発進準備中の航空機への給油も認められた。政府は、弾薬の提供と同様、これは武力の行使の一体化として除外していたものではなく、ニーズがなかったためであると説明した。戦闘作戦行為のため発進準備中の航空機への給油についても、米、豪、英からニーズを確認したのか？

・安保法制の審議の際、大森元内閣法制局長官は、「戦闘作戦行動のための発進準備中の航空機に対する給油、整備は、私が参事官から報告を聞いたところでは、参事官の方は、もう典型的な

一体化事例であると、だから認められないよということをもう何度も何度も言い続けたようです。それで、最終的には、ニーズがないから別表の備考に書いて、書くことによって収めたいと思いますといったこと、それは表面上ニーズがないということにして収めたということのようです」と発言した。戦闘行為のため発進準備中の航空機への給油についても新たな日米ACSAの枠組みが適用されるのか？

・弾薬の提供、戦闘作戦行動のため発進準備中の航空機への給油は、武力の行使の一体化にあたるおそれが強い。これらは、地理的制限なく、世界中どこでも可能であるのか？また、こうした武力行使の一体化のおそれのある物品役務の提供を米国のほか豪州、英国に広げ、さらには、今後、フランスやカナダ、ニュージーランドともACSA締結を検討しているのか？

## 5. 自衛隊の南スーダンの日報問題について

(稲田防衛大臣)

3月21日の外交防衛委員会の私の質問に対し、稲田防衛大臣は、今後できるだけ早く監察結果の報告を求めたいと答弁し、また、同日の記者会見においても「国会の中で中間報告を求める要請もありますので、その点は適宜適切に何らかの報告をすることも検討させていただく」と述べられてた。

しかし、31日の衆議院本会議では、「調査の過程で断片的な内容などを対外的に明らかにすることは、監察そのものに支障を来す恐れもある」として中間報告の実施に慎重な姿勢を示した。中間報告をするのかしないのか、また、中間報告をしない場合その理由について、防衛大臣から答弁を求める。

仮に中間報告をしない場合、過去の例(これまでに3件の監察が終了)では報告書公表まで4か月から1年2か月かかっている。今国会中に報告が出ない場合、このまま幕引きを狙っているとの疑いもぬぐえないが、防衛大臣の見解を伺いたい。

## 6. 森友学園問題について

(稲田防衛大臣)

・3月21日の外交防衛委員会で、私から、「稲田防衛大臣が、森友学園の訴訟関係で出廷した記録、準備書面等を含め顧問弁護士、代議士として関わった書類、行動についての報告」を防衛省に要請し、本委員会の理事会協議事項として取り上げていただいているが、現在まで十分な回答が得られていない。何故、これほど(2週間以上)時間がかかっているのか。

・3月21日の外交防衛委員会では、稲田防衛大臣が平成16年12月の第1回口頭弁論に原告側弁護士として出廷されたことについて、口頭弁論の報告書は出廷した稲田弁護士(防衛大臣)が作成したのか問うたところ、事務所のシステムとして、口頭弁論期日ごとに報告書を出しており、稲田弁護士(防衛大臣)が作成したかどうか確認すると答弁された。この報告書は誰が作成されたのか、確認の結果をお示し願いたい。

・また、同委員会において、私が、杉尾議員が予算委員会(3/15)に提出した平成17年10月11日の準備書面にも稲田議員の名前が載っていることを訪ねると、稲田防衛大臣は平成17年8月

に政治家になった以降は出廷していないと答弁した上で、「国会で出た資料に関する事なので、早急に調査をして国会に報告したい」と約束された。平成 17 年 10 月 11 日の準備書面に関する調査結果を説明願いたい。

・改めて「稲田防衛大臣が、森友学園の訴訟関係で出廷した記録、準備書面等を含め顧問弁護士、代議士として関わった書類、行動についての報告」の早期の提出を要請したい。

7. 4 月 5 日(水)衆議院文部科学委員会におけるヒтラーと教科書に関する松野大臣の答弁について  
(文部科学政務三役)